

町田市学校給食用物資納入業者に関する取扱要領

1 目的

この要領は、町田市における学校給食用物資購入について、安全・安心な給食用物資を各学校に供給するため、納入業者の適正な決定を図ることを目的とする。

2 学校給食用物資納入業者の申請

(1) 基準

学校給食用物資納入業者の申請基準は、次のとおりとする。

ア 立地条件

営業所が町田市内または配送が可能な地域内にあること。

イ 経営状況

(ア) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること。

(イ) 輸送及び連絡を迅速、的確に行う設備があること。

ウ 信用状況

(ア) 社会的に信用を有し、その経営状況が良好であること。

(イ) 学校給食の趣旨を理解し、協力的であること。

(ウ) 食品に関する法律その他関係法令等を遵守していること。

(エ) 引き続いて2年以上その業務を営んでいること。

(オ) 納税の義務を履行していること。

エ 衛生状況

(ア) 食品衛生監視票による採点結果が80点以上であること。

なお、採点結果が80点未満だった場合は、別途、改善策を記載した文書の提出すること。

(イ) 製造、加工業者の場合は、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

オ 供給能力

- (ア) 指示する品目及び数量を指定日時に納入する能力を有していること。
- (イ) 緊急の納入等にも対応可能なこと。

(2) 申請

納入業者の申請は、「学校給食用物資納入業者申請書」（様式第1号）により、次に掲げる書類を添えて申請期間内に教育委員会へ申請するものとする。なお、申請期間はその都度定める。（別表参照）

- ア 食品衛生法に基づく許可を要する申請者の場合は、営業許可証の写し。
食品衛生法に基づく届出を要する申請者の場合は、営業届出の写し。
- イ 個人の場合は市民税の納税証明書又は完納証明書。法人の場合は法人市民税の納税証明書又は完納証明書。
- ウ 申請者が食品の製造加工に係る場合は、申請日以前1年間以内の食品衛生監視票の写しと申請日以前2箇月以内の従業員の細菌検査結果証の写し。
- エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類。

3 学校給食用物資納入業者の決定

(1) 納入業者の決定方法

- ア 物資納入業者の決定については、町田市教育委員会が行う。
- イ 申請基準に合致している業者であること。
- ウ 「学校給食用物資納入業者評価基準」を満たしている業者であること。

①学校からの「学校給食用物資納入業者評価表」の提出

当該業者から納入を行っている学校において「学校給食用物資納入業者評価基準（学校用）」（様式第2号）に基づき納入業者の評価を行い、「学校給食用物資納入業者評価表（学校用）」（様式第3号）を作成する。教育委員会は、学校から「学校給食用物資納入業者評価表」（40点満点）の提出を受ける。

② 「学校給食用物資納入業者評価表」の採点基準

各学校から提出された「学校給食用物資納入業者評価表」の平均点を学校からの評価とする。

③ 教育委員会での「学校給食用物資納入業者評価表」の作成

教育委員会で、「学校給食用物資納入業者評価基準（教育委員会用）」（様式第4号）に基づき納入業者の評価を行い、「学校給食用物資納入業者評価表（教育委員会用）」（様式第5号）（40点満点）を作成する。

エ ウの評価の合計が80点中40点以上であれば、学校給食用物資納入業者として決定する。

(2) 納入業者の決定

申請のあった業者のうち、審査の結果決定と認めたものは、教育委員会が決定を行う。なお、審査の結果不相当と認め、決定しない場合には、その理由を付さなければならない。

(3) 決定の通知等

ア 教育委員会は、納入業者を決定したときは、「学校給食用物資納入業者決定通知書」（様式第6号）により当該業者にその旨を通知する。

イ 選定の通知を受けた業者は、教育委員会から送付された「学校給食用物資納入契約書」（様式第8号）の取り交わしを指定の期日内に行わなければならない。

ウ 教育委員会は、納入業者を決定しない場合は、「学校給食用物資納入業者不決定通知書」（様式第7号）により当該業者にその理由を付して通知する。不決定通知書を受けた納入業者は、当該年度中再度の申請をすることができない。

4 新規で参入する学校給食用物資納入業者の決定について

(1) 申請

申請基準及び申請書類については「2 学校給食用物資納入業者の申請」のとおりとする。

(2) 納入業者の決定方法

ア 申請基準に合致している業者であること。

イ 教育委員会で、「学校給食用物資納入業者評価基準（新規納入業者用）」（様式第9号）に基づき納入業者の評価を行い、「学校給食用物資納入業者評価表（新規納入業者用）」（様式第10号）（40点満点）を作成する。

ウ 新規で納入を希望する業者の実態調査を行う。実態調査の際には「学校給食用物資納入業者実態調査評価基準」（様式第11号）に基づき評価を行い、「学校給食用物資納入業者評価表」（様式第12号）（40点満点）を作成する。

エ イとウの評価の合計が80点中40点以上であれば、学校給食用物資納入業者として決定する。

(3) 納入業者の決定及び通知

納入業者の決定及び通知については、「3 学校給食用物資納入業者の決定（2）（3）」のとおり。

5 除外

（公益財団法人）東京都学校給食会については、この要領の規定から除外する。

6 一部除外

地場農産物生産者については、「3 学校給食用物資納入業者の決定」「4 新規で参入する学校給食用物資納入業者の決定について」の規定を問わず契約を行う。申請基準及びその他の規定については、要領のとおりとする。

7 その他

(1) 申請内容の変更

納入業者は、営業内容その他申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「学校給食用物資納入業者内容変更届」（様式第13号）を提出しなければならない。

(2) 衛生管理

- ア 食品の製造加工に係る業者は、毎月二回従業員の細菌検査を実施し、その結果の写しを教育委員会へ提出すること。
- イ 業者は、給食用物資の製造工程及び保管等について衛生管理に努めること。
- ウ 教育委員会は、必要に応じ業者の事業所等の実態調査を行うことができる。

(3) 納入業者決定の取消

教育委員会は、納入業者が次の号のいずれかに該当するときは、決定を取消しすることができる。

- ア 申請基準・決定基準に適合しなくなったとき。
- イ 教育委員会が特に不相当と認めたとき。

付則 この要領は、令和2年12月1日から施行する。